

# 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応案)
1	振動規制値の自治体上乗せ規制についての通知	夏期の電力需給対策の一環として自家発電設備を活用する場合や、工場の早朝・夜間操業を行う場合、振動規制法の上乗せ規制の趣旨を踏まえつつ、個々の地方自治体において、地域ごとの実状を踏まえて上乗せ規制の取扱いについて適切な判断を行うよう、環境省から地方自治体に対して通知を行う。	環境省	振動規制法	振動を規制し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、振動規制法第3条及び第4条において、都道府県知事は、振動を規制する地域を指定し、環境大臣が定める基準の範囲(生理的・心理的影響、睡眠妨害等についての検討を元に設定)内において、自然的社会的条件等により個別に判断し規制基準を設定することとされている。 また、地方公共団体においては、この他条例等により上乗せ基準を定めている。	上乗せ規制基準は、都道府県知事等が地域の自然的、社会的条件により独自に定めているものであるため、該当する地方公共団体に御相談いただきたい。 なお、環境省としては、当該地域の自然的、社会的条件に応じ、必要があれば上乗せ規制基準を定めることができるという、上乗せ規制基準の趣旨を伝えるとともに、個々の地方公共団体において判断する旨の通知を地方公共団体に発出することは可能であると考えている。
2	自家発電増強に伴う排気に対する規制緩和	自家発電増強に伴い、排気に係る総量規制の基準を緩和する。	環境省	大気汚染防止法第5条の2	大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、大気汚染防止法第5条の2において、都道府県知事は、工場等が密集しており、同法第3条等の排出基準のみでは大気環境基準の確保が困難であると認められる地域にあっては、硫酸化合物及び窒素化合物に係る総量規制基準を定めなければならないこととされている。	総量規制基準は、人の健康保護及び生活環境の保全を維持するため、排出基準のみでは大気環境基準を達成することが困難である地域に限定して規制を設けているものであり、これを緩和することは適当ではない。
3	大気汚染防止法(緊急時の措置)における燃料使用量の制限措置	ピーク時(電力削減義務時)に光化学オキシダントの発生による注意報等の発令時において、一時的に使用燃料削減要請の発動や罰則適用の緩和を行う。	環境省	大気汚染防止法第23条、第33条の2、第36条	大気汚染防止法(以下「大防法」という。)第23条第2項において、大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる場合等には、都道府県知事はばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設からの排出量の減少・施設の使用制限等を命じることとされている。	大防法第23条第2項に規定する緊急時の措置の命令等は、国民の健康保護及び生活環境の確保を目的として、大気の汚染が著しく悪化した緊急時の措置として定められているものであり、当該命令の発動等を緩和することは適当ではない。
4	VOCガス排出量の規制緩和	VOCガス発生設備の排出口における濃度規制を一時的に緩和する。	環境省	大気汚染防止法、環管大発第050617001	大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、大気汚染防止法(以下「大防法」という。)第17条の3において、揮発性有機化合物発生施設から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量について排出基準を定めている。	大防法に基づく排出基準は、国民の健康保護及び生活環境の保全を目的としてナショナルミニマムの規制を定めたものであるため、これを緩和することは適当でない。
5	移動用発電機の臨時的な設置における公害防止組織法の公害防止管理者選任の緩和	移動用発電機を臨時に設置する場合の排ガス量については、公害防止管理者の選任要件となる排ガス量の算定除外とする。	経済産業省、環境省	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条、第42条	産業公害の防止に万全を期すために、また、各種公害防止関係規制が遵守されるように、事業者が工場内において適切な公害防止体制を確立することが必要との観点から、一定の条件を有する特定工場において、公害防止統括者及び公害防止管理者を中核とする公害防止組織の整備と選任の際の都道府県知事等への届出を義務付けている。 公害防止管理者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令で定められているとおり、工場の排出ガス量(ばい煙発生施設において発生するもの合計)等に応じて、選任することとなっている。	次の条件を付した上で、ご要望について検討します。 ・ご要望の特例を設ける場合であっても、法律の趣旨を踏まえ、①適用時期等を限定すること、②特例の措置により公害防止管理者選任の対象外となった工場であっても、規則第6条第1項に定める業務を実施すること等が必要であると考えております。
6	排水規制値の緩和	工業用水確保のため事業所からの排水の再使用などによって排水規制(COD/BOD、pH)が順守できない場合には、一時的に排水規制値を緩和する。	環境省	水質汚濁防止法	公共用水域等の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)第3条において、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域へ排出される水に対する汚染状態の許容限度(排水基準)を定めている。	水濁法に基づく排水基準は、国民の健康保護及び生活環境の保全を目的としてナショナルミニマムの規制を定めたものであるため、これを緩和することは適当でない。

# 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応案)
7	環境アセスの適用除外拡大	環境影響評価法第52条第2項により適用除外の対象となる発電設備設置事業について、指定公共機関以外の事業者であっても実施可能とする。	環境省	環境影響評価法第52条第2項	環境影響評価法第52条第2項では、災害対策基本法第87条の規定による災害復旧事業等については、防災上の観点から緊急に事業を行う必要があり、人命等に直接かわる問題であることから、環境アセスメントの義務規定を適用しないこととされている。災害対策基本法第87条においては、災害復旧の実施について責任を有する者として指定公共機関等を定めている。	環境影響評価法においては、災害対策基本法に基づき指定公共機関等が実施する災害復旧事業について、環境アセスメントの義務規定を適用しないこととされている。これは、災害対策基本法において、指定公共機関等が、防災上の観点から緊急に実施する必要のある事業について、災害復旧の実施責任を負うことによるものである。したがって、災害復旧の実施責任を負わない指定公共機関以外の事業者による発電設備の設置事業について、環境アセスメントの義務規定を適用除外とすることは、制度の趣旨を逸脱するものであり、適当ではない。
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準の緩和	感染性医療廃棄物の焼却炉の休止にあたって、一時的に規定量以上に保管すること及び保管方法について現行基準を緩和する。	環境省	廃棄物処理法規則第8条の13号	収集運搬での保管については、廃棄物処理法施行令第6条の五第一号ニにより、保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすることとされている。処分又は再生での保管については、廃棄物処理法施行令第6条の五第二号子により、一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量を超えないようにすることとされている。保管方法については、法で定めるほか、感染性廃棄物処理マニュアルで手順を示している。	感染性廃棄物については、その性状に鑑み、引続き適切に保管することが必要であると考える。そのため、計画停電の影響で処理業者において基準に従った保管ができない場合は、排出業者により発生場所で保管していただくことで対処して下さい。
9	産業廃棄物処理法の緩和	瞬間的な使用電力量の超過によって、電事法第27条による罰金を課された場合であっても、欠格要件該当による産業廃棄物処理業・処理施設設置許可の取消は行わない。	環境省	廃棄物処理法第14条の3の2	廃棄物処理法において規定する欠格要件に該当する者は、廃棄物処理業等の許可を受けることができず、また、許可を受けている者が欠格要件に該当する場合には、都道府県知事等は、許可を取り消さなければならないこととされている。	電気事業法第27条による罰金を課された場合は、廃棄物処理法上の欠格要件に該当しません。
10	省エネ法(工場等・荷主に係る措置)定期報告及び中長期計画書の提出期限延長	省エネ法における定期報告(工場等に係る措置、荷主に係る措置)及び、中長期計画書の提出期限について、本年度に限り、時限的に延長を認める。	経済産業省	省エネ法第14条、第15条、第62条、第63条	特定事業者及び特定連鎖化事業者は毎年度7月末日までに、また特定荷主は毎年度6月末日までに、主務大臣に中長期計画書及び定期報告書を提出する必要がある。	節電対策に取り組まれる事業者であっても、期限までに中長期計画書及び定期報告書を提出していただくことを基本とするが、節電対策の実施による人的・時間的制約等により、期限までの提出に支障が生じた事業者に対しては、当該事業者の状況に応じて柔軟に対応するので、提出先の経済産業局に相談いただきたい。
11	CO2/エネルギー削減目標の緩和	省エネ法において、以下の緩和措置を行う。 ・削減目標の見直し 年あたりエネルギー原単位1%削減を凍結 ・中長期計画報告の見直し 削減できない理由と処置の記載について凍結	経済産業省	省エネ法	省エネ法では、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準において、事業者に対し、その設置している工場等におけるエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標に、技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギーの使用の合理化への計画的な取組を求めており、主務大臣は事業者に対して当該判断基準を基に指導・助言等を行うことができる。また、特定事業者等が毎年度主務大臣に提出する定期報告書では、エネルギー消費原単位が改善できなかった場合にその理由の記載を求めている。	節電対策の実施に伴いエネルギー消費原単位が悪化した場合は、事業者のエネルギー使用合理化努力と直接関係しない要因(外的要因)による原単位の悪化と判断し、省エネ法に基づく指導等の対象にはしない。ただし、上記判断を行うためには、定期報告書に原単位が改善できなかった理由を明記していただく必要がある。なお、定期報告では、エネルギー消費原単位が改善できなかった場合の処置についての記載は求めている。

## 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の 所管官 庁	該当法令 等	制度の現状	回答(対応案)
12	大規模小売店舗立地法届出の簡素化	大規模小売店舗において立地法第5条6項及び施行規則第3条第2項一号に定める「大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻」の変更を行う場合の手続きについて、軽微な変更と位置付けることで騒音予測計算書等の添付書類や説明会等を免除し、施行規則第7条2項に定める様式第三の届出書のみで、営業時間及びこれに付随する駐車場利用時間、荷さばき時間等の変更を可能とする。	経済産業省	大規模小売店舗立地法第6条2項	<p>○大型小売店舗の開店時間及び閉店時間(営業時間)は、生活環境保持を考える際の基本的項目である。特に騒音問題については、音が発生する時間帯が重要な要素であることから、店舗新設届の段階において届出事項となっている。</p> <p>○都道府県は、届出があった時は届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>○営業時間、駐車場利用時間及び荷さばき施設稼働時間の変更は、それまでの騒音の発生要因を変更するものであり、生活環境の変動をもたらす重要な事項である。したがって、その変更に際しては、事業者により説明会の開催や書類の提出を求めている。</p>	説明会の開催については、都道府県等の法運用主体が、営業時間変更の内容と立地域の実態等を踏まえ、現行の制度でも簡素化することができることとなっている。営業時間の変更にかかる手続きのうち、開店時刻の繰り下げや、閉店時刻の繰り上げなどについては、周辺生活環境保持に影響がないものであることから、軽微なものとして届出は不要と大店立地法省令で規定している。逆に、開店時刻を繰り上げたり、閉店時刻を繰り下げたりする変更は、営業時間が早朝や深夜に及ぶなど、周辺の地域住民等にとって周辺生活環境保持に影響があるおそれもあることから、届出自体を省略することは適切ではない。ただし、周辺環境に影響がないと考えられる場合は、地方自治体の判断により、添付書類の提出を簡素化することは、現行制度下においても可能である。また説明会の開催等については現行の制度でも簡素化が可能であることを、地方自治体(法運用主体)に対して4月28日付けで連絡済み。
13	駐車場における駐車台数の義務に関する緩和措置	駐車場法第20条に基づく事業所の所在する地方公共団体の条例に規定する附置義務台数について、時限的に規制を緩和する。	国土交通省	駐車場法	地方公共団体は、駐車場整備地区等において一定規模以上の建築物を新築又は増築しようとする者に対し、条例で駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。	駐車場法第20条の規定は、一定の場合に地方公共団体が条例において駐車施設の附置義務を定めることができるということを定めている。駐車施設の附置義務台数の緩和については、条例の改正等により対応可能であるが、実情に応じて各地方公共団体が判断するものとする。
14	移動用電気工作物(移動用発電設備10KW以上)の届出の緩和	移動用発電設備の設置にあたって、保安規定の作成・届出、工事計画の届出、ばい煙発生施設の使用開始届出などを一時的に不要とする。	経済産業省	電気事業法第42条1項、第48条第1項	現行電気事業法令では、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。また、自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	<p>工事計画の届出については、平成23年5月13日及び24日付けで原子力安全・保安院電力安全課から関東東北産業保安監督部電力安全課及び同部東北支部電力安全課に対し、「火力発電設備に係る電気事業法施行規則第65条第1項第1号及び第2号(括弧書き)の運用について」を通知しており、本通知に従い、電気事業法施行規則第65条第1項第1号又は第2号に係る運用(非常時の場合において、やむを得ない一時的な工事については、届出を不要とする運用)を実施している。</p> <p>また、保安規程の作成及び届出については、電気事業法の原則である自主保安体制の根幹をなすものであり、その作成及び届出を不要とすることは困難。自家用電気工作物の使用開始の届出については、設置の際に工事計画の届出が必要となる自家用電気工作物(ばい煙発生施設等)を譲渡され又は借り受けた者等のみが必要とされるものであるが、当該自家用電気工作物の保安責任を負う者及び使用状態を把握する必要があるため、使用の開始後、遅滞なく届け出ることが必要であり、不要とすることは困難である。</p>
15	電気主任技術者届出対応の緩和(選任期間の緩和)	自家用発電機導入の場合はその発電容量(kW)に関わらず、電気主任技術者の届出が必要となるが、申告にあたって猶予措置を行う。	経済産業省	電気事業法	自家用電気工作物の設置者は、その工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任し、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	3月11日の東日本大震災直後の被災地において、緊急に自家用電気工作物を設置することを必要とする場合等、一般の社会通念において、臨時異例の配慮が必要と考えられる場合にあっては、電気主任技術者の選任に係る届出時期を延伸する弾力的運用を実施することが可能。なお、当該届出は事後的届出であることから、自家用発電機の速やかな導入の妨げとはならないと考える。
16	特定供給条件の緩和措置	特定供給が可能な範囲のメルクマールを行政が定め、生産工程・資本関係・人的関係等の密接な関係がなくとも許可するとともに、申請者の求めに柔軟に応じるなど申請手続きの簡素化を図る。	経済産業省	電気事業法第17条	特定供給は、電気を供給する事業を行う者と供給の相手方(低圧部門の需要家も含む)との間に、資本関係や組合を設立している等の密接な関係を有している場合に限り、供給の相手方及び供給する場所ごとに許可を得ることで、許可を得た特定の相手に対し電気を供給する事業を営む事が出来る制度。	<p>特定供給については、例えば、単に同じ地域の需要家だからという理由で、密接な関係がない者の間で認められるとすると、供給側が料金を引き上げる場合や、事業からの撤退を行う場合にも何ら法的な規制が無いため、需要家保護が確保されない懸念があるため、「密接関連性」の要件は維持すべきである。</p> <p>他方で、「密接関連性」の具体的な要件については、個別ケース毎に判断し、許可を行うことは可能であるので、具体的な電気の供給の予定があれば、適宜相談いただきたい。</p>

# 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の 所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応案)
17	電気設備での海外機材の使用緩和	認定品以外は国内では販売できない規制を緩和し、国際規格 IEC規格に準拠した電気機器、機材(ケーブル、遮断器、照明器具、配線用器具)を使用(購入)可能とする。	経済産業省	電気事業法第39条、第56条 電気用品安全法	電気用品安全法は電気用品による危険及び障害の発生を防止する観点から必要な技術基準を定めている。また、この技術基準に適合した電気用品にPSEマークの表示を義務付けており、表示のないものは販売できないよう規制している。技術基準は、省令で具体的要求事項を定めた「省令1項基準」と、IEC規格等に準拠した「省令2項基準」からなり、電気用品はこれらのいずれかの基準に適合することが必要である。	日本と仕様が異なる海外品については、我が国と他国の電流・電圧等の電力や配電事情、気候等が異なることを踏まえたうえで、構造、材質等から判断して保安上支障のないものは、IEC規格等に準拠した2項基準を定めている。 このうち、ケーブル、遮断機、照明器具、配線用器具については、現行の2項基準として、IEC規格に準拠した基準が規定されている。2項基準の対象製品の製造、輸入に当たっては、IEC規格に準拠した適合性検査を行うことで、PSEマークの表示が可能である。
18	溶接安全管理検査における審査回数の減少	溶接安全管理検査について、定期安全管理審査(電気事業法第55条第4項)と同様に、審査を作業終了後の1度で可能とする。	経済産業省	電気事業法第52条関連 溶接安全管理検査	現行電気事業法令においては、発電用のボイラー、タービン等の電気工作物であって、耐圧部分について溶接をするものを設置する者は、その使用の開始前に、その溶接の技術基準適合性について事業者検査(以下「溶接事業者検査」という。)を行い、その結果を記録し、保存しなければならない。また、溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について経済産業大臣の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない。当該審査は、文書審査及び実地審査により実施される。実地審査は、法定事業者検査の記録の確認及び当該検査に係る関係者からの聞き取りに加え、法定事業者検査の立会いにより行う。	溶接安全管理審査は、省令の規定に基づいて工事完了時のみならず、工程中(溶接事業者検査中)に少なくとも1回は実地審査を行うことが必要である。現在、溶接安全管理検査の対象となっている溶接部は、公衆安全確保の観点から火力設備の中でも安全上重要な部分に限られて実施されている。 溶接は施工中の品質確保が、接合部分の品質を大きく左右するとともに、後工程で行われる検査では十分な安全確認ができないという特徴を持つことから、定期安全管理検査とは大きく性質が異なる。このため、溶接施工中の厳密な検査及びその審査を通じ、安全性を十分に確認することが必要不可欠であり、公衆安全確保の観点から、省略することはできない。 一方で、審査の方法は、設置者の施工・検査を妨げることなく確認等するものであり、また、審査の実施時期については、設置者と登録安全管理審査機関との間で、設置者の都合を勘案して取り決められ、溶接工事の工程に極力支障のないよう運用されている。このため、震災の影響により、設置者においてより厳しい工程管理を余儀なくされている場合にあっては、登録安全管理審査機関においてより一層柔軟に審査の日程調整等を行い、対応することは可能であると考えられる。
19	電力逆潮流規制の緩和	自家発電機を最大限に活用できるよう、電力潮流規制の緩和を行う。	経済産業省	系統連系ガイドライン 電気設備の技術基準の解釈	系統連系技術要件ガイドラインでは、電力品質を確保するための技術要件について指標を定めているだけで、実際に連系については関係者間で適切な協議を行うこととしている。 電気設備の技術基準の解釈第281条においては、高圧で受電する者が、発電設備等を一般電気業者が運用する電力系統に連系する際には、逆潮流の有無を問わず、電力系統で地絡事故等が発生した場合に、連系した発電設備等から事故電流が供給され続けると感電・火災のおそれがあることから、このような場合に連系した発電設備等を電力系統から自動的に解列するための逆電力継電器等を施設することを示しています。	系統連系技術要件ガイドラインでは、電力品質を確保するための技術要件について指標を定めているだけで、実際に連系については関係者間で適切な協議を行うこととしているのみであり、緩和をご要望されている「最低購入電力量」については定めておりません。 電気設備の技術基準の解釈第281条においては、電力系統で地絡事故等が発生した場合に、連系した発電設備等を電力系統から自動的に解列することを示しており、逆潮流する場合には、逆電力継電器に代えて単独運転検出装置等を施設することにより、自家発電機を最大限に活用することが可能です。なお、同解釈においては、緩和をご要望されている「最低購入電力量」については示しておりません。
20	系統連係に関する緩和	非常用発電機の系統連係を一時的に認める。	経済産業省	系統連系ガイドライン 電気設備の技術基準の解釈	系統連系技術要件ガイドラインでは、電力品質を確保するための技術要件について指標を定めているだけで、実際に連系については関係者間で適切な協議を行うこととしている。 電気設備の技術基準の解釈第281条においては、高圧で受電する者が、発電設備等を一般電気業者が運用する電力系統に連系する際には、保護継電器を受電点その他故障の検出が可能な場所に施設することを示しています。	系統連系技術要件ガイドラインでは、電力品質を確保するための技術要件について指標を定めているだけで、実際に連系については関係者間で適切な協議を行うこととしているため、発電設備の種別により差は生じておりません。 電気設備の技術基準の解釈第281条においては、高圧で受電する者が、発電設備等を一般電気業者が運用する電力系統に連系する際には、保護継電器を受電点その他故障の検出が可能な場所に施設することを示しており、必ず受電点に施設することを示しているものではありません。

## 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応案)
21	系統連系に関する照会、及び承認作業等の簡素化	自家発電の稼働増、高効率運転を可能とするために、電力会社の立会いを不要とする等、系統連系協議・承認手続きを簡素化し、処理の迅速化を図る。	経済産業省	一般電気事業者の系統連系ルール	一般電気事業者の供給エリア(管内)における系統連系協議については、一般電気事業者の送電部門が情報公表ルールを定め、公表しているところ。系統への接続に当たっては、第三者機関においてその安全性が認証された機器であれば、一般電気事業者での審査は簡素化されており、迅速化が図られている。	第三者機関により安全性等の認証がされている発電設備等については、既に審査が簡略化されています。しかしながら、認証がとれていない発電設備等(海外製の機器、オーダーメイド(改良されているものを含む)の機器、通常と異なる配電方法等)については、その安全性を確保する必要があるため、審査に時間を要する場合があります。なお、立ち会いについては、系統へ接続する設備が安全かつ適正に設置されていること(品質面から発電を適正に行っているか、感電等防止の安全性確保が行われているか等)を確認する必要があるため、確認作業が必要となっております。
22	発電水利使用の緩和	自家発水力発電の稼働増のため、時限的に維持流量の引き下げを行う。	国土交通省	河川法第23条	水力発電に係る水利使用許可に当たり、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の観点から、取水制限流量を許可条件として設定している。河川流量が取水制限流量以上でなければ、許可受者は河川から取水することができない。	自家発電を行っている許可受者から要請があった場合に、電力需給の逼迫状況、許可受者の事業の公益性、地元関係者等の同意の状況、河川環境への影響等を総合的に勘案し、個別に判断することとしている。
23	水力発電に係る取水制限の緩和	水力発電を積極的に活用し、夏のピーク電力の削減に貢献するため、一時的に1秒当たりの許可取水量を超えても、24時間平均値が当該許可取水量を超過していないことだけで足りるようにする。	国土交通省	河川法第23条、第90条	水力発電に係る水利使用については、河川からの取水計測値の1時間平均値が許可取水量を超過しないよう、取水量管理を行わせている。	水力発電に係る水利使用については、取水計測値が一時的に1秒当たりの許可取水量を超過しても、1時間平均値が超過しないようにすることで対応できるものとする。
24	家庭用リチウムイオン蓄電池を建築基準法の規制対象とし、基準を明確化	家庭用リチウムイオン蓄電池を建築基準法の規制の対象とするとともに、基準を明確化する。	国土交通省	建築基準法第32条	建築物の電気設備は、法律又はこれに基づく命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するものの定める工法によって設けなければならない。	建築基準法第32条において、「建築物の電気設備は、法律又はこれに基づく命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するものの定める工法によって設けなければならない」とされている。また、「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成11年4月28日付け 住指第202号。建築指導課長通知)において第32条の「法律又はこれに基づく命令の規定」は、「電気事業法第39条第1項及び第56条第1項で定める電気設備に関する技術基準を定める省令」を指すものであることを明確化しており、既に基準は明確化されている。
25	エスカレーターを階段として利用するための一時的規制緩和	階段が併設されていないエスカレーターを停止させ、階段として利用するため、蹴上げ・幅・踊り場等の基準を一時的に緩和する。	国土交通省	-	建築基準法上、エスカレーターは階段が昇降している状態で人が乗ることを前提に基準が定められているため、停止したエスカレーターを一時的に人が昇降することを禁止する旨の規定は設けられていない。	建築基準法上、エスカレーターは階段が昇降している状態で人が乗ることを前提に基準が定められているため、停止したエスカレーターを一時的に人が昇降することを禁止する旨の規定は設けられていない。 なお、エスカレーターは停止状態の場合に一般に階段に比べ蹴上げの寸法が大きい上に不均一となり、つまづきやすく、転倒した場合には踊り場がないために重大な事故となりかねず、さらに、駆動装置のプレーキカ的设计に際して停止時に人が昇降することを想定していないため、停止時に多数の人が昇降すると踏面が動き出し、大事故につながりかねない。このため、利用者の安全確保上、停止しているエスカレーターを昇降させるべきではないと考えられる。
26	建築基準法(防火設備(防火戸)の随時閉鎖型への運用緩和)	建物の空気調和効率を向上させるため、防火シャッター(くぐり戸付)を随時閉鎖型で運用できるよう、一時的に緩和する。	国土交通省	建築基準法第2条第9号の2口、建築基準法施行令第112条第14項	建築基準法施行令第112条第14項に基づき、防火シャッター等特定防火設備は、【常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること】、【火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること】、【避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること】と規定している。	防火シャッター等特定防火設備は、常時閉鎖した状態のもの及び火災発生時等非常時に随時作動できるもののいずれでもよいこととしており、現行制度で対応可能である。

## 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の 所管官 庁	該当法令 等	制度の現状	回答(対応案)
27	自家発電設備の設置・稼動に伴う危険物取扱いに関する規制の迅速かつ柔軟な対応	自家発電設備(ディーゼル発電機、ガス発電機等)の早期設置・稼動にあたって、指定数量以上の燃料を保持する大型発電機(屋外設置可能なパッケージ型)の設置に関して、一般取扱所の基準の緩和など、危険物に関する法令の迅速かつ柔軟な対応を行う。	総務省	消防法第10条、第11条危険物の規制に関する政令第19条	指定数量以上の危険物は、製造所等以外の場所でこれを貯蔵し、又は取り扱ってはならないこととされ、製造所等を設置する場合、市町村長等の許可を受けなければならないこととされている。製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準は危険物の規制に関する政令に規定されている。	今夏の電力需給対策への取組として、前回の「電力需給対策に関する重点制度見直し事項」でとりまとめられたとおり、自家発電設備用燃料貯蔵に関する消防法の許可手続きについては、迅速かつ適切に行われるよう関係市町村(消防本部等)へ要請したところである。一方、一般取扱所でひとたび事故が発生すると、その被害は甚大であることから、一般取扱所の安全性を確保するために、当該一般取扱所が法令に定められた技術上の基準を満たして造られることは極めて重要であることから、一般取扱所の基準を緩和することは困難である。
28	高輝度蓄光式誘導看板の導入	消防法改正により、一定の基準を満たす小売店舗や事務所に設置されている電気式誘導灯は、消防認定標識を設置すれば免除されることとなったが、電気を使用しない高輝度蓄光式誘導看板を設置する場合には、現在の基準要件を緩和する。	総務省	消防法施行令第26条第1項 消防法施行規則第28条の2第1項第3号 消防法施行規則第28条の3第4項第3号の2 消防法施行規則第28条の3第4項第10号「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)第三	消防法令では、飲食店、物品販売用途等の特定の用途に供される建物や火災時において煙等が滞留しやすい地階等の部分について、誘導灯を設置することとしており、誘導灯が設置されていない場所については誘導標識を設置することとしている。蓄光式誘導標識は、避難階にある居室で、室内の各部分からの歩行距離が30メートル以下となる位置に直接地上に通ずる避難口を有すること等の要件を満たしたものに設置する場合を除き、誘導灯に代替することはできない。	実験の結果、コンビニなどの小規模な店舗等においては、高輝度蓄光式誘導標識の明るさでも避難に支障がないことを確認したことから、平成21年9月に消防法施行規則を改正し、誘導灯を必要とする建物のうち、小規模な店舗等に限って高輝度蓄光式誘導標識に代替できることとしたところである。火災等の発生時における避難経路を明示するため、消防法では誘導灯に設置箇所に応じた一定の照度を求めているが、蓄光式誘導標識では、避難経路の明示という本来の目的が達成されないことから、現在の基準要件を緩和することはできない。
29	家庭用リチウムイオン蓄電池のセル内の電解液の消防法上の位置付けの明確化	家庭用リチウムイオン蓄電池のセル内の電解液について、消防法上の位置付けを明確化する。	総務省	消防法第2条第7項 消防法別表1備考	リチウムイオン電池に内蔵される電解液が、液体で、かつ引火点250℃未満であれば、当該電解液は引火性液体(危険物)に該当する。	要望の趣旨が必ずしも明らかでないが、当該リチウムイオン電池の電解液が250℃未満の引火点を有する場合は、消防法別表第1に規定する第4類の引火性液体に該当する。
30	グリーンカーテン導入に伴う消防法規制緩和	工場内温度上昇抑制(冷房費用削減)のため、危険物一般取扱所に指定されている工場であっても、外壁を這わずグリーンカーテンの導入を一時的に認める。	総務省	危険物の規制に関する政令第24条第1項第4号	製造所等においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこととされている。	一般取扱所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに不必要な物件を置かないこととされているが、グリーンカーテンについては、これが適切に維持管理されている限りにおいて、当該グリーンカーテンが火災予防上支障を及ぼすことは考えにくいことから一時的に導入することは可能である。
31	エンジンコンプレッサ設置に伴う危険物取扱の選任に関する規制緩和	燃料貯蔵に関する消防法上の規定により、危険物取扱者の選任を行うにあたって、資格保有者を必要数確保することが困難な場合には、兼任や猶予期間を設けるなどの緩和措置を行う。	総務省	消防法第13条第3項	製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならない。(消防法第13条第3項)	危険物取扱者による取扱い又は立会いは、製造所等(指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設。)において危険物を取り扱う場合にのみ必要であることから、危険物を取り扱う際に危険物取扱者が自ら取り扱う又は立ち会うことを満たす限りにおいて、当該危険物取扱者が複数の製造所等において危険物の取扱い又は立会いをすることは、現行法令上、可能である。一方、製造所等でひとたび事故が発生するとその被害は甚大であり、当該事故を防止するためには人的側面から当該施設における安全を確保することが必要不可欠であることから、製造所等において危険物を取扱う際には、危険物取扱者による取扱い又は立会いが必要である。

## 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の 所管官 庁	該当法令 等	制度の現状	回答(対応案)
32	少量危険物取扱所における一日最大取扱数量を超える使用の容認	少量危険物取扱所に設置された非常用発電機を節電対策の一環として使用する場合、少量危険物取扱届出書に記載されている一日最大取扱数量(一日あたりの稼働時間の制限)を超えた長時間使用を一時的に認める。	総務省	消防法第9条の4、第10条、第11条	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例で定めるとされている。 指定数量以上の危険物は、製造所等以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、製造所等を設置又は変更しようとする者は、市町村長等による許可を受けなければならない。	要望の趣旨が必ずしも明らかでないが、少量危険物取扱届出書に記載されている一日最大取扱数量以上を超えた場合であっても、一日の取扱数量が指定数量未満である場合は、市町村条例の規定に基づき、当該少量危険物取扱所が設置されている場所を管轄する市町村の消防本部等へ少量危険物取扱所の変更の届出を行うことにより当該発電機の長時間使用が可能となるものと考えます。 また、一日の取扱数量が指定数量以上となる場合は、指定数量未満の場合より、火災、流出等の危険性が高くなることから、消防法上の技術基準に適合する危険物施設において危険物を安全に貯蔵し、又は取り扱うことが必要であり、危険物施設以外での危険物の貯蔵又は取扱いを認めることは困難である。 なお、一時的に指定数量以上の危険物を取り扱う場合であれば、当該少量危険物取扱所の事業者の申請に基づき、所轄消防長又は消防署長が、危険物が流出した場合の被害を最小限にとどめる対策などの安全対策が十分に講じられていると認め承認する場合には、仮貯蔵又は仮取扱いを行うことも可能になることを念のため申し添える。
33	固定式消火設備の設置免除	自家発電所設置に伴う固定式消火設備の設置は移動式消火設備で代替することを可能とする。	総務省	消防法施行令第13条第1項 消防法施行規則第19条第6項第5号(不活性ガス消火設備) 消防法施行規則第20条第5項(ハロゲン化物消火設備) 消防法施行規則第21条第5項(粉末消火設備)	自家発電設備が設置されている建築物等に設置を義務づけている消火設備(不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備)の方式としては、移動式並びに全域放出方式及び局所放出方式がある。	自家発電設備が設置される場所において、火災のときに煙が著しく充満した場合には、火源の視認性が低下する等の理由により当該場所において人が消火活動を実施することが困難となることから、全域放出方式及び局所放出方式(固定された配管、噴射ヘッドにより消火剤を放出して消火を行うものであって、火災の際に煙が著しく充満し火源の視認性が低下した場合であっても、外部や入り口近くに設けられた起動装置で消火設備を起動することにより消火活動が行えるもの)については設置を認めている。 移動式消火設備(消火剤が充填された貯蔵容器に連結されたホース等を人が操作することにより燃焼部分に消火剤を放射して消火を行うもの)については、常時外気に直接解放されている開口部を有するなど、火災のときに煙が著しく充満するおそれのない場所に限って、全域放出方式及び局所放出方式に代えて、移動式消火設備を設置できることとしている。
34	家庭用リチウムイオン蓄電池を蓄電池設備として認定	家庭用リチウムイオン蓄電池を蓄電池設備として認定する。	総務省	消防法施行令第11条第3項第2号 ホ 消防法施行規則第12条第1項第4号ハ(ハ) 「蓄電池設備の基準」(平成18年3月消防庁告示第7号)	常用電源が停電等の異常をきたした場合においても有効に機能するように、消防用設備等には非常電源を附置しなければならないこととしており、非常電源として認めているものとしては、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備がある。また、蓄電池設備に用いる蓄電池として認めているものとしては、鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池がある。	リチウムイオン電池は、電解液として引火性の液体を使用しており、外部より加熱された場合に発火するおそれがある等の固有の火災危険性を有する。このため、非常用電源の蓄電池設備としてリチウムイオン電池を認めるためには、蓄電池設備として要求される性能に適合することに加え、火災危険性に対する安全対策(例えば、過充電防止のための安全装置を設けることや、火を使用する設備等と一定の距離を保って設置することなど)が講じられる必要がある。 一定以上のエネルギー密度となるパソコンや携帯電話などのリチウムイオン電池の規格については、電気用品安全法令に定められているが、消防用設備等に用いる蓄電池設備として要求される性能については規格が定められていない。現在、関係工業会において、消防用設備等に用いる蓄電池設備として要求される性能に適合するリチウムイオン電池の規格策定に向けた作業が始められており、消防庁においてもリチウムイオン電池を非常用電源の蓄電池設備として用いる場合に必要とされる安全対策についての検討に着手する予定である。 現行法令においては非常用電源の蓄電池設備としてリチウムイオン電池を使用することは認められていないが、上記検討を経て必要な安全対策が明確となれば消防用設備等の非常電源に用いる蓄電池設備としてリチウムイオン電池を位置づけることも可能である。

# 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応案)
35	節電計画実施を理由とする四半期報告書の提出期限の延長	節電対応により影響を受ける期間の四半期報告書について、金融商品取引法第24条の4の7にて定める提出期限を「45日以内」から延長する。	金融庁	金融商品取引法第24条の4の7第1項	上場会社等はその事業年度が3月を超える場合には、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を記載した報告書(四半期報告書)を、当該各期間経過後45日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。	四半期報告書の提出義務は上場会社に課されているところであるが、資本市場においては、投資者へのタイムリーな情報提供の下で、公正な価格形成が行われることが不可欠である。そうした中、企業の創意工夫で行われる節電対応を理由に四半期報告書の提出を遅らせて良いとすることは、利用者保護上の問題のみならず、国内外に対して、日本の資本市場が十全な機能を発揮していないことを示すこととなりかねず、適当でない。 なお、個々の企業が、やむを得ない理由により期間内に提出できないと認められる場合には、金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づき四半期報告書の提出期限の延長が認められる。
36	建築物における衛生的環境の確保に関する法律における空気調和設備の適合基準の緩和あるいは適用除外	夏期の電力需給対策の実施により、企業は節電対策として空調温度の引き上げや緊急時には空調停止をせざるを得ない場合、建築物環境衛生管理基準で定められている温度、湿度、一酸化炭素・二酸化炭素含有率等の適合基準を緩和する。	厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条において、特定建築物の所有者等は建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物を維持管理しなければならないとされている。 同法施行令第2条において、具体的に建築物環境衛生管理基準が定められており、空気環境の調整については、以下のとおり規定されている。 (空気調和設備を設けている場合) 浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒドの量について、居室においておおむね定められた基準に適合するように空気を供給することとされている。 (機械換気設備を設けている場合) 浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、気流、ホルムアルデヒドの量について、居室においておおむね定められた基準に適合するように空気を供給することとされている。	建築物環境衛生管理基準においては、空気環境の調整についておおむね基準に適合することを求めているところであり、その範囲内において運用しているところ。 今般、電力需給緊急対策本部から示された方針は以下のとおりであり、これまでと同様に建築物環境衛生管理基準の範囲内においての運用を求めている。 【夏期の電力需給対策について(電力需給対策に関する制度見直しについて)(抜粋)】 (オフィスビル等の室内温度についての対応) 今次の節電対策として、各企業がオフィスビル等の室温設定を見直す場合にあっては、まず、室温を28℃とすることについて、改めて強く推奨し、各需要家の取組の徹底を図ることを基本とする。 なお、需要家の自主的な行動として室温を29℃に引き上げることも考えられるところであり、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などが行われるよう、需要家に十分に周知を図る。 (オフィスビル等の換気についての対応) オフィスビル等の換気については、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内CO2濃度基準を周知することで、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促す。
37	第1種圧力容器の検定有効期間延長	ボイラー及び第一種圧力容器について、労働安全衛生法第41条第2項に基づく性能検査について、一時的に有効期間の延長を行う。	厚生労働省	労働安全衛生法第41条第2項	ボイラー及び第一種圧力容器については、検査証の有効期間(1年)を更新するために性能検査を受けなければならない。	ボイラー等の特定機械等について検査証の有効期間の更新を受けるためには、その有効期間内に登録性能検査機関が行う性能検査を受けることが必要ですが、東日本大震災により被害を受けた事業者が性能検査を有効期間内に受検できない場合があることから、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、平成23年8月31日を限度として、事業者からの申請に基づき、検査実施機関が個別の事情に応じて延長することができることとしていますので、具体的な検査計画について検査実施機関に個別に相談してください。
38	深夜業を含む業務に従事している労働者に対する、定期的健康診断の義務	深夜業を含む業務に従事している労働者に対して配置換えの際及び六か月以内毎に実施が義務付けられている定期健康診断に関し、今夏の電力需給対策を理由として深夜業に従事することとなった労働者については、一年以内毎に一回、定期に行えば足りるものとする。	厚生労働省	労働安全衛生規則第45条	事業者は、深夜を含む業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6箇月以内ごとに1回、定期に健康診断を実施しなければならない。	深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対する健康診断の実施義務は、当該業務に6箇月以上従事させる場合に限られるため、電力需給対策として7月から9月までに当該業務に従事させることとなる労働者に対しては当該健康診断を実施する義務はありません。なお、9月以降も当該業務に従事させることが予定される等、従事期間が6箇月を超える場合は当該健康診断の実施義務が生じます。
39	作業環境測定を行うべき作業場発生の可能性	「電力需給対策」の実施により、労働安全衛生法施行令に基づく作業環境測定を行うべき作業場に該当した場合であっても、一時的に適用除外とする。	厚生労働省	労働安全衛生法第65条第1項 労働安全衛生法施行令第21条第2号	事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な作業環境測定を実施し、その結果を記録しておかなければならない。	「電力需給対策」の実施により、新たに作業環境測定を実施すべき作業場となる可能性があるものは、事務所(中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの)で、今までは春又は秋、夏及び冬に各1回の測定を実施していたが、気温及び湿度の状況に変化が予想されるために、2月以内ごとに1回の測定が必要となる場合が考えられます。 空気調和設備により室温等の調整が行われているところですが、労働者保護の観点から、室温上昇等による熱中症の恐れがないようにするため、その室温等の状況を把握するための作業環境測定は実施する必要があります。

# 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の 所管官庁	該当法令 等	制度の現状	回答(対応案)
40	電力需給対応を目的とした夜間への勤務シフトに対する特例	今夏の電力需給対応のための期間限定の措置として、就業時間を夜間にシフトする場合は、深夜労働に対する割増賃金の適用除外とする。	厚生労働省	労働基準法第37条第4項	深夜業(午後10時から午前5時まで)に従事させる場合は、25%以上の割増賃金を支払わなければならない。	深夜労働が労働者の生活や労働負荷に及ぼす影響に鑑みれば、電力需給対応を目的とする場合であっても深夜労働をさせた場合の割増賃金を免除することは認められません。
41	勤務管理に関する柔軟な対応(フレックスタイム制)	フレックスタイム制を採用する事業場において、今夏の電力需給対応を理由として早朝または深夜への勤務シフトを実施する場合は、労使協定の締結など一定の要件の下に、使用者が始終業時刻を指定することを認める。	厚生労働省	労働基準法第32条の3	始業及び終業の時刻を労働者の決定にゆだねることとした労働者については、労働組合等との書面による協定により、清算期間として定められた期間を平均し、一週間当たりの労働時間が所定労働時間を超えない範囲内において、1日8時間、1週間で40時間を越えて、労働させることができる。	フレックスタイム制は、清算期間において働くべき時間、コアタイム等をあらかじめ定めておき、労働者がその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自ら選択して働く制度であり、労働者がその生活と仕事の都合との調和を図りながら効率的に働くことができることをその趣旨としています。使用者が始業及び終業時刻を指定することは、フレックスタイム制の趣旨と相容れないものであり、認めることはできません。
42	休業事由の明確化	今夏の電力需給対応を理由として設定する休業日については、使用者の責に帰すべき事由にはあたらないものとして休業手当の支払いを不要とする。	厚生労働省	労働基準法第26条	使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の6割以上)を支払わなければならない。	休業手当の支払が義務付けられる使用者の責に帰すべき事由による休業とは、就業規則等により労働義務のある日(労働日)について使用者の都合により労働させないことです。これは労働義務が課されている日(労働日)が使用者の都合によって労働できなくなった場合の労働者の生活保障のため、休業手当の支払が義務付けられているものです。今夏の電力需給対策は事前に想定されているものであるため、就業規則等を変更するなどにより労働日としていた日を所定休日とすることや秋期への事業活動の振替等が可能であるなど、休業ではない対応を事前にとることは可能と考えられます。このため、今夏の電力需給対策を理由とした休業については、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業に当たると解され、このような場合にまで一律に休業手当の支払を不要とすることは労働者保護の観点から不適当であると考えます。
43	1週間単位の非定型変形労働時間制の対象拡大	今夏の電力需給対応のための期間限定の措置として、1週間単位の非定型変形労働時間制の対象業種および事業規模を拡大する。また、その際の労働時間の通知に関する要件を緩和する。	厚生労働省	労働基準法第32条の5	1週間単位の非定型変形労働時間制は、小売業、旅館、料理店又は飲食店であって、かつ常時使用する労働者数が30人未満の小規模事業場に限り採用することができる。少なくとも、当該1週間の開始する前に1週間の各日の労働時間を書面により通知しなければならない。	夏の電力需給対策として労働時間を見直す際には、あらかじめ営業時間等を電力需給対策対応のため特定・変更するものと考えています。1週間単位の非定型労働時間制は、日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多いために、直前まで労働時間の特定が困難な業種のための特例であり、そもそも夏の電力需給対策のための利用は想定しがたいので、現行法の見直しは不要と考えています。
44	1年単位の変形労働時間制における時間外労働の限度の緩和について	今夏の電力需給対応のための期間限定の措置として、対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制における時間外労働の限度を緩和し、一般の労働者と同じ基準を適用する。	厚生労働省	労働基準法第32条の4 時間外労働の限度に関する基準(平成10年労働省告示第154条)	36協定(時間外・休日労働に関する協定)で定める延長時間については、限度時間が定められており、変形労働時間制の場合とそれ以外の場合では、この限度時間が異なる。例えば1か月当たりの時間外労働の限度時間は、変形労働時間制では42時間、その他の場合は、45時間と定められている。	1年単位の変形労働時間制は、あらかじめ業務の繁閑を見込んで労働時間を配分することにより、突発的なものを除き恒常的な時間外労働が生じないようにすることを前提とした制度です。このため、当該制度を利用しない場合に比べて繁忙期の時間外労働が減少し、年間でみても時間外労働が減少するものと考えられることから、対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する労働者に係る限度時間は、当該制度によらない労働者より短い限度時間とされているものです。今夏の電力需給対応を理由とする場合であっても、この趣旨は変わらないため、対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制における時間外労働の限度を緩和することは適当ではありません。
45	1年単位の変形労働時間制の弾力的な運用	今夏の電力需給対応のための期間限定の措置として、1年単位の変形労働時間制の手続きを簡素化するとともに、対象期間中の変更についても、労使協議の上、協定の合意解約あるいは改めて協定し直すことを認める。	厚生労働省	労働基準法第32条の4	1年単位の変形労働時間制は、労使協定において、1年以内の対象期間を平均して1週間あたりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、1週に1回の休日が確保される等の条件を満たした上で、労働日及び労働時間を具体的に特定し、特定の週及び日に法定労働時間を超えて労働させることを可能とする制度である。締結した労使協定は労働基準監督署長に届け出なければならない。1年単位の変形労働時間制は、対象期間中の業務の繁閑に計画的に対応するために対象期間を単位として適用されるものであるため、労使の合意によって対象期間の途中でその適用を中止することは原則できない。	1年単位の変形労働時間制は、原則的な労働時間制の例外として1週当たり40時間の範囲内で長期間にわたって労働時間を配分することを容認するものであるため、労使でよく話し合うこと、適法な内容であることを担保する必要があることから、事業場で労使協定を締結し、その協定を労働基準監督署長へ届け出ることを必要な手続としており、この趣旨は電力需給対策下であっても変わらないため、この手続を簡素化することはできません。一方で、東日本大震災による電力供給力の大幅減少を受け、夏期の電力需給対策を実施するためには、計画どおり1年単位の変形労働時間制を実施することが著しく困難となる場合も想定されることから、一定の要件の下に、労使の合意により、一旦締結した変形労働時間制の労使協定の変更や解約、新しい協定の締結が可能と解される旨の解釈を示すことを検討しているところです。

## 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の 所管官 庁	該当法令 等	制度の現状	回答(対応案)
46	1年単位の変形労働時間制における1日および1週間の労働時間の限度の拡大	今夏の電力需給対応のための期間限定の措置として、1年単位の変形労働時間制における1日および1週間の労働時間の限度を拡大する。	厚生労働省	労働基準法第32条の4	1年単位の変形労働時間制における1日の労働時間の限度は10時間、1週間の労働時間の限度は52時間と定められている。	1年単位の変形労働時間制における1日当たり10時間、1週当たり52時間の上限を一律に緩和することについては、長時間労働による健康への影響を増加させるおそれがあり認められません。
47	一斉休憩付与の柔軟な運用	今夏の電力需給対応のための期間限定の措置として、休憩の一斉付与の原則を緩和し、例えば建屋毎、工程毎、フロア毎などに分けて休憩できるよう柔軟な運用を認める。	厚生労働省	労働基準法第34条	労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を一斉に与えなければならない。	労働基準法第34条2項ただし書に記載されているとおり、業種を問わず、労使協定を締結した場合には、休憩時間を一斉に付与しないことが可能です。
48	36協定による手続きの緩和	今夏の電力需給対応を理由とする場合は、36協定の再締結や事後の届け出を認めることとする。	厚生労働省	労働基準法第36条	使用者が労働者の過半数で組織する労働組合等と書面による協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出た場合は、法定労働時間を超えて労働者を労働させることができる。	すでに締結している36協定を変更することは現行制度の下でも可能であり、復旧工事等に対応する場合に36協定を変更することも可能です。  時間外労働は本来臨時的なものとして必要最小限にとどめられるべきものであり、協定の内容等が法令に適合していることを労働基準監督署において確認する必要があることから、36協定を労働基準監督署長へ届け出た後はじめて、1日8時間、1週40時間の法定労働時間の原則を超えて働かせることが可能となるものです。この36協定の趣旨・効力は電力需給対応のために36協定を締結する場合であっても変わらず、事前の労働基準監督署長への届出を不要とすることは適当ではありません。なお、電力需給対応の場合であっても、締結した36協定を労働基準監督署長へ事前に届け出ることの特段の支障があるとは言い難いと考えます。
49	今夏の電力需給対応に係る時間外労働時間に対する36協定の弾力的運用	今夏の電力需給対応のための一時的措置として、当該労使間の合意がある場合には、以下のような運用を可能とする。 ①今夏の電力需給対応を理由とする場合は、36協定の特別条項に定める1か月の時間外労働時間の限度を超えて労働させることを可能とする。 ②今夏の電力需給対応を理由とする場合は、36協定の特別条項の適用回数が年間6回を超えても差し支えないものとする。	厚生労働省	労働基準法第36条第1項の協定で定める基準に関する通達	使用者が労働者の過半数で組織する労働組合等と書面による協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出た場合は、法定労働時間を超えて労働させることができる。36協定で定める延長時間については、厚生労働大臣が定める基準(限度基準告示)に限度時間が定められており、原則としてこの基準に適合したものとなるようにしなければならないが、限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別な事情(臨時的なものに限られる)が生じたときには、特別条項付き協定を締結し、協定で定める手続を経て、限度時間を超えて労働させることができる。	①使用者が労働組合等と36協定を締結し、労働基準監督署に届け出た場合には、法定労働時間を超えて労働者を労働させることができます。36協定で定める延長時間については、限度基準告示に限度時間が定められていますが、限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別な事情が生じたときには、特別条項付協定を締結し、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。ただし特別条項付協定で定めた延長時間を超えて労働させることはできません。  ②本来、時間外労働は必要最小限の範囲にとどめられるべきであるところ、限度時間を超えて時間外労働を行わざるを得ない特別な事情が生じたときには、特別条項付協定を締結し、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。特別条項付協定により限度時間を超える時間を延長時間とすることのできる「特別な事情」は臨時的なものに限られており、特別条項付協定で1箇月を単位として延長の限度を定めている場合は、限度時間を超えるのは6箇月(6回)までとされています。電力需給対応を理由とする場合であっても、時間外労働は必要最小限の範囲にとどめられるべきであることに変わりはなく、限度時間を超えることができる回数を年間6回以上とすることは適当ではありません。

## 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の 所管官庁	該当法令 等	制度の現状	回答(対応案)
50	みなし労働時間制に関する適用要件の緩和	今夏の電力需給対応のための期間限定の措置として、事業場外のみなし労働時間制の適用条件を緩和し、また裁量労働制の対象業務を拡大する。	厚生労働省	労働基準法第38条の2、第38条の3、第38条の4	<p>【事業場外のみなし労働時間制】 労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす。当該業務を遂行するためには所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合には、労使協定で定めた時間労働したものとみなす。</p> <p>【裁量労働制】 ○専門業務型裁量労働制 労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定により、対象業務に従事する労働者について、当該労働者の労働時間として算定される時間等について定めた場合、協定で定める時間労働したものとみなすことができる。</p> <p>○企画業務型裁量労働制 対象業務や対象労働者の範囲、労働時間として算定される時間等について、労使委員会の5分の4以上の多数による議決により決議された場合は、対象業務に就かせた対象労働者を決議で定められた時間労働したものとみなすことができる。</p>	<p>【事業場外のみなし労働時間制】 事業場外のみなし労働時間制は、労働者が事業場外で業務に従事した場合は、使用者の指揮監督が及ばず労働時間の算定が困難であるため、所定労働時間又は協定で定める時間労働したものとみなす制度です。当該制度趣旨に鑑みれば、今夏の電力需給対策として当該制度の適用要件を緩和する場面は想定しえないので、現行法の見直しは不要と考えています。</p> <p>【裁量労働制】 裁量労働制は通常の方法による労働時間の算定が適当ではない場合について対象業務を定め、協定や決議で定める時間労働したものとみなす制度です。当該制度の趣旨に鑑みれば、今夏の電力需給対策として当該制度の適用要件を緩和する場面は想定しえないので、現行法の見直しは不要と考えています。</p>
51	就業規則の変更に係る届け出の簡略化	就業規則の変更(始業時刻、休憩時間等)について、今夏の電力需給対応を理由とする一時的な変更の場合には、行政官庁への届け出を不要とするなど、手続きを簡略化する	厚生労働省	労働基準法第89条	常時10人以上の労働者を使用する使用者は、始業及び終業の時刻や休憩時間等について就業規則を作成又は変更した場合には、労働基準監督署長に届け出なければならない。	常時10人以上の労働者を使用する使用者が、就業規則を作成又は変更した場合には、労働者の労働条件が法違反の就業規則により規律されることのないように、労働基準監督署長への届出を必要としています。震災の復旧・復興対応を理由とする一時的な就業規則の変更であっても、労働者の労働条件が法違反の就業規則により規律されることのないようにする必要性に変わりはなく、変更後の就業規則の届出を不要とすることは適当ではありません。なお、今夏の電力需給対策対応の場合であっても、変更した就業規則を届け出ることの特段の支障があるとは言い難いと考えます。
52	国内のばい煙排出基準を外国並に緩和	海外の工場で生産しているディーゼル発電機を国内で使用できるように我が国のばい煙(窒素酸化物(NOx))排出基準を一時的に海外並に緩和する。	環境省	大気汚染防止法第3条	大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、大気汚染防止法(以下「大防法」という。)第3条において、ガスタービン、ディーゼル機関等ばい煙発生施設から大気中に排出される窒素酸化物(NOx)等の排出基準を定めている。	大防法に基づく排出基準は、国民の健康保護及び生活環境の保全を目的としてナショナルミニマムの規制を定めたものであり、これを緩和することは適当ではない。 なお、ディーゼルエンジン等については、良質燃料やエマルジョン燃料の使用により排出基準の遵守は可能であるとの情報もあるので、ご検討願いたい。
53	非常用発電機の使用に際しての環境規制の緩和	非常用発電機を長時間使用する場合であっても、一時的に大気汚染防止法上非常用扱いとし、ばい煙に係る排出基準を適用しない。	環境省	大気汚染防止法第3条	大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、大気汚染防止法第3条において、ガスタービン、ディーゼル機関等ばい煙発生施設から大気中に排出される窒素酸化物(NOx)等の排出基準を定めている。 また、大気汚染防止法施行規則附則(昭和62年総理府令第53号等)において、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関について、専ら非常時に用いられるものは、ばい煙に係る排出基準の規定を当分の間適用しないこととされている。	非常用施設については、停電時等に一時的に使用するものであり、緊急時のごく限られた時間でのばい煙の排出が国民の健康や生活環境に影響を与えるものとは考えられないことから排出基準の対象とはしていない。 これらの施設を長時間使用する場合は、国民の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、当然、排出基準の適用除外とすることはできない。 また、仮に要望のとおり非常用発電機を長時間使用する場合の排出基準を適用除外とした場合、現在排出基準が適用されている非常用ではない発電機との公平性が確保できない。 なお、平成23年夏期の電力需給対策の一環として、電気事業法第27条に基づき電気の使用の制限が求められる大口需要家(電気事業者との契約電力が500kW以上)が、電力需給の状況や気象条件等を勘案した上で必要最小限の時間及び日に限って、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を使用する場合には、これらを非常用施設とみなすこととする旨の通知を5月20日に地方公共団体に向けて発出したところである。

# 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の所管官庁	該当法令等	制度の現状	回答(対応案)
54	騒音規制値の緩和(朝・夕の騒音規制基準を夜間に適用)	生産活動を夜間へシフトする際に、夜間の騒音規制が厳しく、自家発電設備の夜間の運転ができない。このため、一時的に朝・夕の騒音規制基準を夜間に適用する。	環境省	騒音規制法第4条	騒音規制法第3条及び第4条において、都道府県知事は、騒音を規制する地域を指定し、環境大臣が定める基準の範囲(国際標準化機構の報告等の科学的知見等を元に設定)内において、自然的、社会的条件等により個別に判断し規制基準を設定することとされている。	騒音規制法の規制基準は、環境大臣が定める基準の範囲(時間・区域ごとに定められたもの)内において、都道府県知事等が地域の特性等を踏まえて定めることとなっている。環境大臣は、国際標準化機構の報告等の科学的知見等を踏まえ、周辺住民の生活環境の保全が十分に確保できるものとして基準の範囲を設定している。よって、環境大臣が定める基準の範囲を緩和することは適当ではない。
55	振動規制値の緩和(昼間の振動規制基準を夜間に適用)	生産活動を夜間へシフトする際に、夜間振動規制が厳しく、自家発電設備の夜間の運転ができない。このため、昼間の振動規制基準を夜間に適用する。	環境省	振動規制法第4条	振動を規制し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、振動規制法第3条及び第4条において、都道府県知事は、振動を規制する地域を指定し、環境大臣が定める基準の範囲(生理的・心理的影響、睡眠妨害等についての検討を元に設定)内において、自然的、社会的条件等により個別に判断し規制基準を設定することとされている。	振動規制法の規制基準は、環境大臣が定める規制基準の範囲(時間・区域ごとに定められたもの)内において、都道府県知事が地域の特性等を踏まえて定めることとなっている。環境大臣は、生理的・心理的影響、睡眠妨害等についての検討を元に、周辺住民の生活環境の保全が十分に確保できるものとして基準の範囲を設定している。よって、環境大臣が定める基準の範囲を緩和することは適当ではない。
56	地球温暖化対策推進法に基づくCO2削減量における自家発電機稼働分についての配慮	自家発電の導入によって増加したCO2排出量等については適切な配慮をする。	経済産業省、環境省	地球温暖化対策推進法第21条の2	地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者は、毎年度、排出量を国に報告し、国は、報告された情報を集計して公表する。	温室効果ガスの算定・報告・公表制度は、事業者が実際に排出した温室効果ガスの量を算定・報告・公表するものであり、例えば省エネ法のような原単位の削減努力義務等は課されていない。したがって、仮に系統電力の購入から自家発電への転換により温室効果ガスの排出量が増加したとしても、特に懲罰的措置はなく、事業活動の阻害要因となりえないため、制度上の特別の配慮をする必要はないと考えられる。むしろ、実態に則した排出量の算定・報告・公表という制度趣旨を担保すべき。 なお、電力需給対策としての自家発電の導入等により温室効果ガス排出量が増加した等の事情がある場合は、個々の事業者において温対法様式第2(温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報)にその旨記載し報告することが可能(任意)。
57	京都議定書目標達成計画における自主行動計画の評価・検証の運用弾力化(自家発電導入によるCO2排出量増加の取扱い)	京都議定書目標達成計画の存在が、自家発電導入の阻害要因とならないように、今年度以降の自主行動計画の評価・検証にあたっては、我が国の京都議定書削減約束の達成状況も勘案しつつ、自家発電の導入によって増加したCO2排出量等については埋め合わせを求めない等の適切な配慮をする。	経済産業省、環境省	京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)(運用)	自主行動計画は、各業界が業界単位で自主的に目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいるものであり、京都議定書目標達成計画において産業部門に係る主要な対策として位置付けられている。政府は、その確実な達成を担保するため、毎年度、関係審議会等による評価・検証を行っている。	我が国の京都議定書削減約束の達成に資するよう、京都議定書目標達成計画に基づき、自主行動計画の評価・検証を適切に行うこととしたい。但し、その際の各業種の目標達成の成否の判断にあたっては、政府の定めた電力需給対策に基づく自家発電の導入拡大に伴い各業種における電力由来の排出量が増加した分の扱いについて、我が国の京都議定書削減約束の達成状況も十分に踏まえた上で、適切に対応することとしたい。
58	自家発電用燃料貯蔵に関する規制緩和	危険物の貯蔵に関する燃料貯蔵基準を一時的に緩和する。(消防法第10条及び同法第10条但し書き、危険物の規制に関する政令別表第3)	総務省	消防法第10条、第11条危険物の規制に関する政令別表第3	指定数量以上の危険物を製造所等以外の場所でこれを貯蔵し、又は取り扱ってはならない。製造所等を設置又は変更しようとする者は、市町村長等による許可を受けなければならない。	十分な安全対策を講ずることなく軽油等の危険物を指定数量以上貯蔵すれば、流出や火災発生危険性が高くなることに加え、地震時には当該貯蔵施設が被災して被害が拡大する危険性も高くなることから、技術上の基準に従って貯蔵することが必要であり、燃料貯蔵基準を緩和することは困難である。 なお、許可の手続きに時間がかかるとされているが、市町村長等による許可の手続きについては、これまでも迅速化に努めていただいているところであり、引き続き、迅速かつ適切に許可が行われるよう関係市町村(消防本部等)に要請したところである。

## 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の 所管官庁	該当法令 等	制度の現状	回答(対応案)
59	危険物一般取扱所における保安空地の緩和	自家発電機設置にあたり、求められている保安空地規制を一時的に緩和する。	総務省	危険物の規制に関する政令第19条第1項、第2項、危険物の規制に関する規則第28条の57	一般取扱所の建築物その他工作物の周囲に、3メートル以上(指定数量の倍数が十を超える場合は5メートル)の空地を保有することとされているが、自家発電設備等の危険物を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満であれば、危険物を取り扱う設備を耐火構造で区画された場所に設置することにより、保有空地を設けないこともできる。	危険物の規制に関する規則第28条の57の規定に基づいて自家発電設備を設置すれば、保有空地を設けないことも可能になるため、当該規定の活用を検討されたい。
60	発電機設置における届出の緩和	危険物施設の変更の場合、10日間前の事前申請が必要なため、事前提出期間の緩和を行う。	総務省	消防法第11条の4	製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする者は、変更しようとする日の10日前までにその旨を市町村長等に届け出なければならない。	要望の趣旨が必ずしも明らかでないが、消防法第11条の4が適用されるのは、製造所等の位置、構造又は設備は変更されず、貯蔵し又は取り扱う危険物の品名、数量等が変更される場合であり、その内容によっては、火災予防上又は消防活動上の対応が必要になることもあるため、事前に届け出ることが必要である。 なお、仮に製造所等の既設の発電機の増強工事等により危険物の貯蔵又は取扱いが変更される場合は、当該増強工事等にもない危険物の流出及び火災事故が発生しないよう、法令に定められた技術上の基準を満たして造られることの審査を行う必要があることから、製造所等の設備の変更に該当し、市町村長等の変更の許可が必要になるものである。
61	非常用照明の電力源の転用	消火設備の非常用電源として、自家発電機を予備動力源としている。今回、非常用発電機を常用発電機として使用する際に法的な規制に該当させない。	総務省	消防法施行令第11条第3項第2号ホ 消防法施行規則第12条第1項第4号等	常用電源が停電等の異常をきたした場合においても有効に機能するように、消防用設備等には非常電源を附置しなければならないこととしており、非常電源として認めているものとしては、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備がある。各消防用設備等ごとに確保すべき非常電源の容量(例えばスプリンクラー設備は30分間以上作動する容量)を定めている。	消防法令上、常用電源による供給が絶たれた場合に備え、消防用設備等の稼働に必要な電力容量が確保できる非常電源の設置義務がある。当該非常電源を、消防用設備等の稼働に必要な電力容量を確保した上で、消防用設備等以外の機器の常用電源として併用することを妨げる規制はない(なお、常用電源を自家発電設備等のみでまかなっているときは、当該自家発電設備等の停止に備えた非常電源を別途確保することが必要である。)
62	避難階段の照明のセンサー化、一般室誘導灯の消灯	避難階段の照明のセンサー化(不在時消灯)、一般室誘導灯の消灯(火災発報や停電時点灯)を可能とする。	総務省	消防法施行令第26条第1項 消防法施行規則第28条の3第4項第2号	消防法令においては、屋内から直接地上へ通ずる出入口や避難階段等、火災等の発生時における避難経路を表示し、又は避難経路に安全かつ迅速に誘導することを目的として、建築物等の避難口や通路等に誘導灯の設置を義務づけている(なお、避難階段の照明については、建築基準法(国土交通省)においても別途基準等を定めている。)	① 避難階段の照明のセンサー化 消防法令上、照明についての規制はない。階段室内における誘導灯については、火災等の発生時における避難経路を明示するため、設置そのものとその照度が1ルクス以上となるようにすることを義務づけているが、常時点灯までは義務づけていないのでセンサー化による不在時消灯は可能である。 ② 一般室誘導灯の消灯 一般室が何を指しているのか必ずしも明確ではないが、誘導灯については、火災等の発生時における避難経路を明示することに加え、平常時においても建物利用者に火災等の発生時の避難経路を認識させることにより、火災等の発生時に避難経路に安全かつ迅速に誘導することを目的に、消防法令上、常時点灯を義務づけている。ただし、 ・無人の建物(休日に人の出入りがないことが確認される建物など) ・外光により避難口若しくは避難の方向を識別できる場所、劇場などの特に暗さが必要である場所又は主として建物関係者が使用する場所において、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されている場合には消灯することができることとしており、上記に該当する場合には常時点灯をしないことも可能である。

## 電力需給対策に関連する規制・制度の見直しについて

No.	タイトル	要望の具体的内容	制度の 所管官 庁	該当法令 等	制度の現状	回答(対応案)
63	機械設備若しくは 設備工事に関する 届出時期の変更	工事開始30日前の計画届出を適宜届出で可 能とする。	厚生労 働省	労働安全衛 生法第88条 第1項労働 安全衛生法 施行令24条 労働安全衛 生規則第84 条の2	労働安全衛生法第88条第1項及び第2項に基づき、一定の建設物若しくは機械等の設置、移転、主要構造部の変更に当たっては、その30日前までに所轄労働基準監督署長に計画を届け出なければならないこととされている。	労働者の安全を確保する観点から、ご要望にあるような取扱いをそのまま認めることは困難です。 ただし、計画の届出が義務付けられている災害復旧工事(改修、解体工事に伴う足場の設置等)については、事態の緊急性に鑑み、届出のあった計画に係る安全衛生上の問題について速やかな審査を実施し、計画の届出後一定期間を待たずに早期に災害復旧工事が開始されるよう最大限努めることとしています。